令和５年度　第２回高梁市地域公共交通会議次第

日時：令和６年２月２２日（木）１４：１５～
場所：高梁市図書館　４階多目的室

１．開　会

２．あいさつ

３．議事
議題１：「第２次高梁市地域公共交通網形成計画」の一部見直しについて　資料１
・パブリックコメントの実施結果について

４．報告
報告１：「備中松山城観光乗合タクシー」の料金改定について　資料２

報告２：４条路線バス運行便の減便について　資料３

その他
・令和７年度以降における高梁市公共交通計画の策定について　資料４

・日本版ライドシェア（自家用車活用事業）の制度概要について　資料５

５．閉　会

資料１－１

「第２次高梁市地域公共交通網形成計画」の一部見直しについて

・パブリックコメントの実施結果について

１ 意見の募集
第２次高梁市地域公共交通網形成計画（見直し案）に関する意見（資料１－２参照）

２ 意見提出対象者
（1）市内に在住、在勤、在学の人
（2）市内に事務所又は事業所を有する個人、団体、法人

３ 意見募集期間　令和５年１２月１５日から令和６年１月１９日の３６日間

４ 計画（見直し案）の閲覧及び意見提出用紙の配布
（1）高梁市のホームページからダウンロード
（2）市民課、各地域局、各地域市民センター窓口での閲覧、指定用紙の配布

５ 意見の提出方法
指定用紙に住所、氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）と本件へのご意見を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。
（1）持参
（2）郵送
（3）ファックス
（4）ホームページからの提出は「ＱＲコード」または「ＵＲＬ」より回答

６ 結果
・計画（見直し案）に関する意見…１名より有

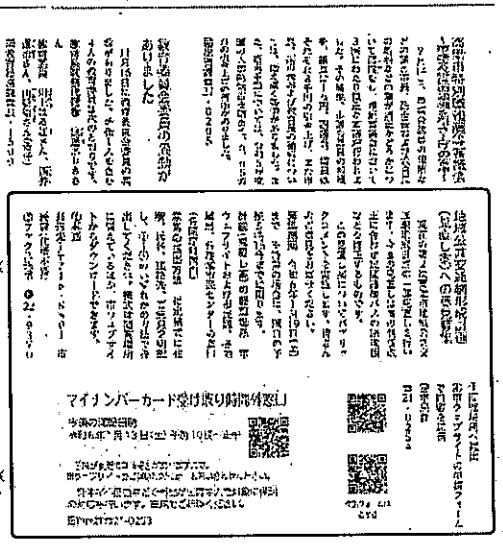

▲広報たかはし１２月号

パブリック・コメントによる意見と高梁市地域公共交通会議の考え方

No	ページ・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する当会議の考え方
1	ページ7-1 路線バス図について	備中町内西油野・西山は、皆無。同じ市内なのに？	・現在運行している民間バス路線が対象であり、西油野・西山地域には現在路線がありませんので、ご承知ください。
2	ページ7-2 民間バス路線一覧について	勝山↔岡山についてラッシュ時には、総社市内通過に時間をとることが多いのでよいとは思うが勝山まで必要なのか？	・もともと中鉄北部バスの「勝山⇔岡山」線として設定されており、真庭市内の落合・久世・勝山を結ぶ重要な路線と位置付けられています。
3	ページ7-3 生活交通路線の役割について	高梁西部地域として、成羽　川上の記載があるが、備中も岡山バスはかなり利用している。備中地域を通っていないからとは思うけど…	・「備中町」について、追記させていただきます。
4	ページ57～58 計画の目標について	住民アンケートは大切であるが、対象者（公共交通利用年代）を考えること。運転できる人、年代の若い人にかたよらない、できれば利用している人の声を。	・ご指摘の箇所は「評価指標２」と思われます。今回のご意見をいただく部分は新たに追加される「評価指標４」となりますのでご承知ください。なお、令和６年度の公共交通計画策定時には左記ご意見を参考とさせていただきます。
5	ページ62 ⑥高梁市公共交通(路線バス・生活福祉バス・乗合タクシー)の運行維持及び利用促進	利用促進などの声は、地域に出向いて、生の心からの声を聴くように。地域からの声を待つのは、きれい事としか思えない。運転手さんの教育も必要！人(運転手)対人(利用者)	・地域における説明が必要であることは承知しております。地域の寄り合いやイベント時にも公共交通について説明をさせていただきますので、ご相談ください。また、運転手への教育等については運行事業者とも協議を行ってまいります。

No	ページ・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する当会議の考え方
6	ページ68 計画目標評価について	この項目でもいえること。利用してよかった、助かった、親切に教えてもらった、など 評価に関係することは、記録しておいて機会ある度に問題提起したりするといいかも。	・利用者がいかに利便性を感じていただくことが必要と思います。お気づきの点がありましたら、随時運行事業者や公共交通会議事務局（市民課）までご意見をいただきますようお願い申し上げます。
7	第２次高梁市地域公共交通う綱形成計画に基づく実施計画 ページ 1-2 公共交通運行事業「実施方針」について	私自身、公共交通綱形成計画をこんなに、ていねいに読んだことはなかった。冊子に頭が下がり、市民全員で市民の脚となっている交通を護っていく必要を感じた。市民全員に理解してもらいたい。運転できる人もできない人も！会議(市の)で組織の取り組みの発表があってもよいのではないか。「このような活動をした」とか「呼びかけ」とか的はずれなことばかりかいたかも…ごめんなさい。	・市民の公共交通に対する関心が高いとは思われません。どのような公共交通が必要であるか、またどのようにしたら利用していただけるか、関係者一同模索してまいります。令和６年度には新たな公共交通計画の策定を予定しており、どのような公共交通を望まれるか、市民の皆さんよりご意見を聴取してまいります。

パブリックコメントを踏まえて加筆修正を行った箇所について

ページ・該当箇所	修正前	修正後
ページ 7-3 生活交通路線の役割について	③岡山：高梁市西部地域である成羽町・川上町住民の主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者の通院・買い物（総社市や岡山市方面）といった、生活を営む為に必要な路線である。	③岡山：高梁市西部地域である成羽町・川上町・備中町住民の主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者の通院・買い物（総社市や岡山市方面）といった、生活を営む為に必要な路線である。

資料１-２

「第２次高梁市地域公共交通網形成計画」の一部見直しについて

＜背景＞

- 令和2年１１月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）されています。

- 補助事業の活用のためには、補助系統の地域における位置付けや補助事業活用の必要性等について、地域公共交通計画（高梁市の場合は第２次高梁市地域公共交通網形成計画：以下計画）に記載が必要となります。

- 本制度の経過措置期間は令和６年度事業（令和５年１０月１日～令和６年９月３０日）までであり、経過措置終了後に補助対象系統等を位置付けた地域公共交通計画がない場合は、補助対象外となってしまいます。

＜高梁市における対象路線＞

（単位：千円）

運行系統名	起点	主な経由地	終点	運送事業者	R4地域間幹線系統補助額（国補助額）	R4高梁市補助額
①呰部	高梁駅	塩坪	呰部	備北バス(株)	6,226	7,497
②吉川	高梁駅	リハビリ	吉川	備北バス(株)	8,080	2,539
③岡山	地頭	古町	岡山	備北バス(株)	12,896	4,087
④地頭	地頭	古町	高梁駅	備北バス(株)	7,943	14,179
⑤(高)勝山	天満屋ＢＣ	賀陽ＩＣ	勝山	中鉄北部バス(株) ※R2 開始のため要追加	12,812	770

第２章高梁市の公共交通の現状

２．民間バス路線（７ページ）

＜令和２年３月の状況＞

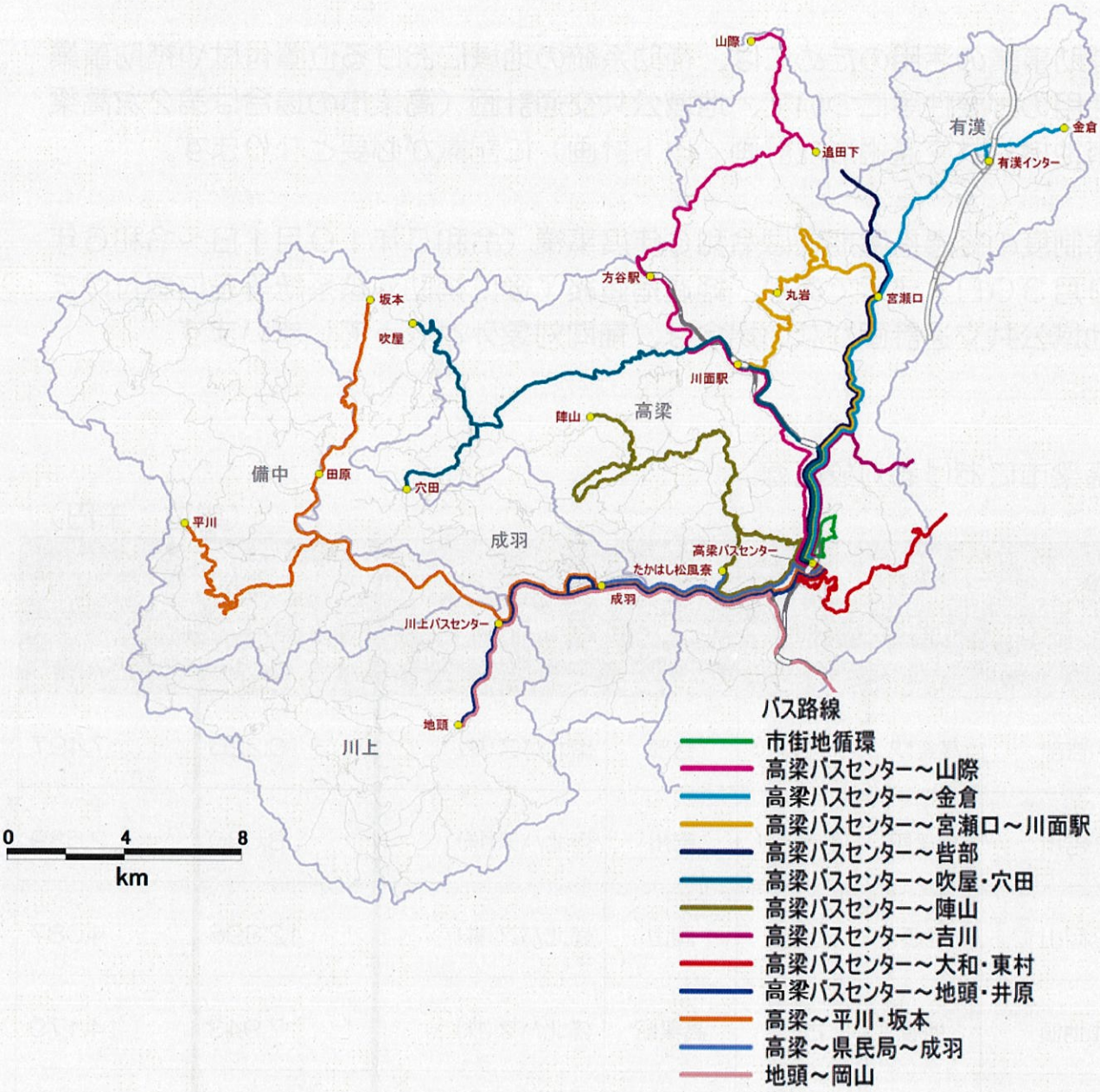

を次ページのとおり変更する。

＜令和５年１０月の状況＞（7-1 ページ）

※1～5の各系統は地域公共交通確保維持事業で補助を受けようとする系統である。

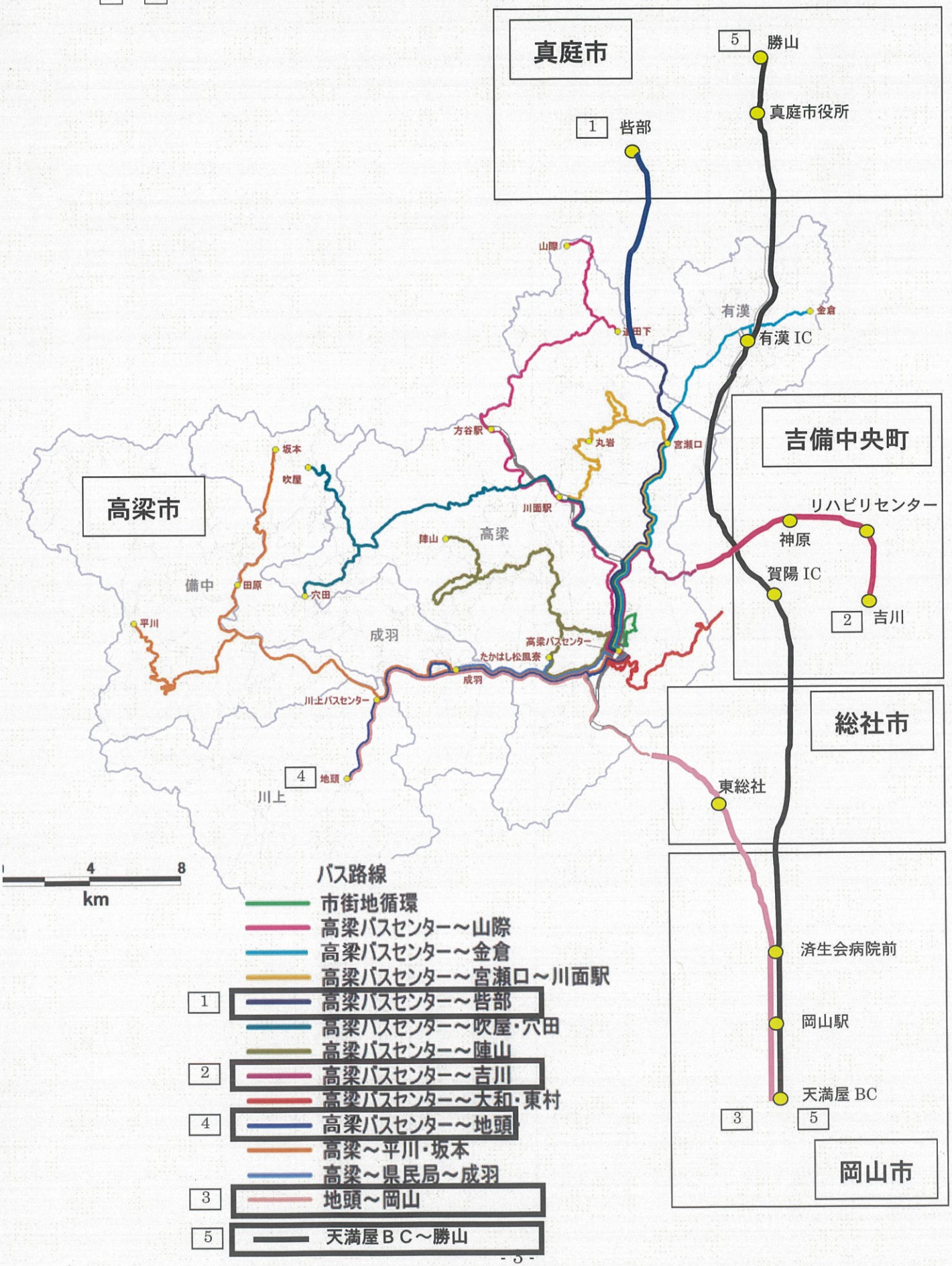

（7-2ページ）

民間バス路線　一覧

区分 補助事業	系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	役割	確保 維持策
生活交通路線（5系統） （幹線補助）	①砥部	高梁駅	塩坪	砥部	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	次ページ参照	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 ・地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続運可能な運行を行う
	②吉川	高梁駅	リハビリ	吉川					
	③岡山	地頭	古町	岡山					
	④地頭	地頭	古町	高梁駅					
	⑤(高)勝山	天満屋BC	賀陽IC	勝山					
市単独路線（21系統） （高梁市単独補助）	金倉	金倉	有漢IC	高梁駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	市内各地域を運行し、軸となる地域拠点（主に高梁バスセンター・各地域局・病院）に接続する。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 ・運行にかかる費用総額のうち、経常収益および他補助を運行経費から差し引いた差額分を高梁市が補助金として運行事業者へ負担することとする
	神原	神原	新町	高梁駅					
	東村	東村	大和	高梁駅					
	吹屋	吹屋	川面	高梁駅					
	平川	平川	古町	高梁駅					
	※	坂本	田原	川合	廃止済				
	大和	大和	坂本	高梁駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者		
	有漢インター	高梁駅	川関口	有漢IC					
	坂本	坂本	成羽	高梁駅					
	方谷	山際	花木	川面駅					
	穴田	穴田	川面	高梁駅					
	穴田	穴田	笹尾	高梁駅					
	穴田	宇治	ヒキ谷	穴田					
	成羽	成羽	県民局	高梁駅					
	※	田原	川戸	平川	廃止済				
	※	高梁駅	祇園	川面駅	廃止済				
	陣山	陣山	三本松	高梁駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者		
	陣山	陣山	井谷	高梁駅					
	八石	丸岩	八石	川面駅					
	市内循環	高梁駅	吉備国大	高梁駅					
	山際	山際	川面	高梁駅					
	丸岩	丸岩	祇園	高梁駅					
	丸岩	丸岩	祇園	宮瀬口					
	川合	川合	成羽	高梁駅					

※系統については廃止済

（7-3ページ）

運行系統名	役割
①呰部	真庭市旧北房町地域及び高梁市巨瀬町、津川町、有漢町各地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学（高梁・城南高等学校・高梁市立高梁東中学校）・通院・買い物といった、生活を営む為に必要な路線である。
②吉川	吉備中央町内旧賀陽町地域及び高梁市津川町地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学（高梁・城南高等学校）・通院・買い物といった、生活を営む為に必要な路線である。
③岡山	高梁市西部地域である成羽町・川上町・備中町住民の主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者の通院・買い物（総社市や岡山市方面）といった、生活を営む為に必要な路線である。
④地頭	高梁市内の最重要幹線であり、高梁市西部地域である成羽町・川上町住民の通勤・通学（高梁・城南高等学校）・通院・買い物を主とし、生活を営む為に必要な路線である。
⑤(高)勝山	高梁市北東部（主に高梁市松山、有漢町）における住民の岡山市内病院への通院、買い物等の利用のため必要な路線である。

第６章　第２次高梁市地域公共交通網形成計画

５．計画の目標

＜目標一覧＞（P57～58 ページの修正及び項目の追加）

（単位：千円）

基本方針	計画の目標	
基本方針１ まちづくりと連携した持続可能な公共交通	評価指標１	公共交通に対する財政支出額
	具体的内容	公共交通に係る年間経費の抑制
	現在値	254,752 千円　（実施計画８ページ参照）
	目標値	203,000 千円
	評価指標２	高齢者などの交通弱者の移動手段確保
	具体的内容	タクシーを利用した移動手段の構築及び利用促進
	現在値	―
	目標値	実証期間を経て目標値を設定
	評価指標３	地域公共交通サービスに関する満足度
	具体的内容	アンケート調査による「高梁市の地域公共交通全般への満足度」の５段階評価の平均点 ※満足５、やや満足４、どちらでもない３、やや不満２、不満１
	現在値	3.09（R1 住民アンケート）
	目標値	3.30

基本方針	計画の目標	
基本方針２ まちの魅力を高め、人々の交流を促す公共交通	評価指標１	市街地循環線の利用者数
	具体的内容	市街地循環線の年間利用者数
	現在値	27,095 人（平成 30 年度）
	目標値	27,000 人
	評価指標２	沿線の施設等と連携した公共交通の利活用
	具体的内容	医療機関や商業施設等と連携した公共交通利活用事例数
	現在値	１件
	目標値	３件
	評価指標３	観光施設と連携した公共交通の魅力を高める取組
	具体的内容	観光施設と連携した交通サービス事業件数
	現在値	４件（備中松山城シャトルバス、備中松山城観光乗合タクシー、備中松山城雲海展望台観光乗合タクシー、高梁市観光周遊タクシー）
	目標値	４件

基本方針	計画の目標	
基本方針３ 協働による公共交通の維持・発展	評価指標１	公共交通に関する住民との情報・意見交換
	具体的内容	住民意見交換会等の開催回数
	現在値	年間 12 回（平成 29 年度から令和元年度の３カ年の平均）
	目標値	年間 15 回
	評価指標２	バスや乗合タクシーを利用したいと思う人の割合
	具体的内容	住民アンケート調査における、バスや乗合タクシーなどの公共交通を利用したいと思う人の割合
	現在値	54.7%（バス等利用意向回答者数／全回答者数：R1 住民アンケート）
	目標値	60%
	評価指標３	公共交通の利用者数
	具体的内容	路線バス、生活福祉バス・乗合タクシーの利用者数
	現在値	路線バス：日輸送量 142.6 人(平成 30 年度) 生活福祉バス・乗合タクシー：年間 13,393 人(平成 30 年度)
	目標値	路線バス：日輸送量 140 人 生活福祉バス・乗合タクシー：年間 13,000 人
	評価指標４	公共交通の収支率等
	具体的内容	収支率の改善（路線バス・生活福祉バス）または１人あたりの経費の改善（乗合タクシー）
	現在値	民間バス路線の収支率　36.3%(令和４年度) 生活福祉バスの収支率　4.1%(令和４年度) 乗合タクシーの一人あたりの経費　4,890 円(令和４年度)
	目標値	民間バス路線の収支率 36.3%(令和６年度) 生活福祉バスの収支率　4.5%(令和６年度) 乗合タクシーの一人あたりの経費　4,500 円(令和６年度)

注）日輸送量（乗車密度×平均運行回数）は、実際の利用者数ではありません。

6．目標を達成するために行う事業（P62 ページへ追加）

（1）公共交通運行事業

⑥高梁市公共交通（路線バス・生活福祉バス・乗合タクシー）の運行維持及び利用促進	
関連する目標	基本方針３　評価指標３　公共交通の利用者数 基本方針３　評価指標４　公共交通の収支率等
【事業内容】 ＜生活交通路線（①呰部、②吉川、③岡山、④地頭）及び市単独路線＞ ・「高梁市公共交通時刻表」を毎年度作成・高梁市内へ全戸配布し、路線バスの利用周知を促進します。（高梁市） ・高校生の通学定期券半額補助制度の広報及び制度の維持を行います。（高梁市） ・利用者アンケートの実施等により、お客様のニーズにあったきめ細やかなダイヤ改正を実施します。（備北バス(株)） ・往復利用運賃割引制度の周知により利用促進を行います。（生活交通路線のうち③岡山線：備北バス(株)） ・岡山県警察と協力し“愛カード”の広報活動による利用促進を行います。（備北バス(株)） ・事業者単独では路線維持が困難なため、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用します。（生活交通路線①～④：備北バス(株)） ＜生活交通路線（⑤（高）勝山）＞ ・沿線の観光情報等を掲載した時刻表を作成して関係自治体、観光関連団体及び観光施設等へ配布し、利用促進を図ります。（中鉄北部バス(株)） ・令和６年度より「高梁市公共交通時刻表」に路線を記載、作成後全戸配布し、利用周知を促進します。（高梁市） ・事業者単独では路線維持が困難なため、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用します。（中鉄北部バス(株)） ＜生活福祉バス・乗合タクシー＞ ・「高梁市公共交通時刻表」を毎年度作成・高梁市内へ全戸配布し、生活福祉バスの利用周知を促進します。（高梁市） ・地域からの要望により、公共交通の利用方法について説明会を開催し、新たな利用を促します。（高梁市）	
実　施　主　体	高梁市、交通事業者
実　施　時　期	令和５年度より毎年実施

7．計画の目標と評価（P68ページを修正）

計画目標評価

基本方針	計画の目標	評価時期	評価するためのデータ（データ取得方法）
基本方針１ まちづくりと連携した持続可能な公共交通	公共交通に対する財政支出額	毎年	住民基本台帳人口 市の保有するデータ
	高齢者などの交通弱者の移動手段確保	毎年	市の保有するデータ
	地域公共交通サービスに関する満足度	最終年度	アンケート調査
基本方針２ まちの魅力を高め、人々の交流を促す公共交通	市街地循環線の利用者数	毎年	交通事業者の保有するデータ
	沿線の施設等と連携した公共交通の利活用	最終年度	交通事業者や関係施設等への聞き取り調査
	観光施設と連携した公共交通の魅力を高める取組	最終年度	交通事業者や関係施設等への聞き取り調査
基本方針３ 協働による公共交通の維持・発展	公共交通に関する住民との情報・意見交換	毎年	市の保有するデータ
	バスや乗合タクシーをまた利用したいと思う人の割合	最終年度	住民アンケート調査
	公共交通の利用者数 公共交通の収支率等	毎年	交通事業者の保有するデータ 市の保有するデータ

＜上記計画達成のための事業の実施方針について＞
第２次高梁市地域公共交通網形成計画に基づく実施計画への記載
第２次高梁市地域公共交通網形成計画に掲げる目標を達成するために行う事業の実施方針（実施計画Ｐ１ページを追加：Ｐ1-2）

公共交通運行事業

・地域公共交通確保維持事業に係る国の支援の活用（※P62 予定）

【実施方針】

・生活交通路線（7-2 ページ参照）の地域公共交通確保維持事業に係る国の支援の活用

※①呰部、②吉川、③岡山、④地頭

○アイドリングストップ等の運転による燃料費の削減を行う。

○点検整備を徹底による修繕費の軽減及び安全な運行に努める。

○利用者アンケート等の実施によるニーズにあった細やかなダイヤ改正の実施を行う。

○「高梁市公共交通時刻表」発行による市民及び公共施設への路線バスの周知に努める。

○関係自治体における予算内での路線バスへの運行補助を行う。

※③岡山

○往復利用運賃割引制度の周知による利用者増に努める。

※⑤（高）勝山

○沿線の観光情報等を掲載した時刻表を作成して関係自治体、観光関連団体及び観光施設等へ配布し、利用促進を図る。

○バスロケーションシステムの利用方法等を各停留所及びバス車内等に於いてＰＲする等し、利便性の向上を図る。

○アイドリングストップを徹底するとともに、道路状況に応じた適切なギヤとアクセルの活用により、一層の燃料費用削減及び環境にやさしい運行に努める。

○点呼時に「当社の安全目標カード」及び「危険箇所ハザードマップ」を確認、携行させ、危険予測を意識した安心安全な輸送に努める。

○令和６年度より「高梁市公共交通時刻表」に路線を記載、作成後全戸配布し、利用周知を促進する。

資料２

備中松山城観光乗合タクシーの料金改定について

◆概要（導入からの経緯）

「備中松山城観光乗合タクシー」事業は、平成１９年度の JR 西日本「岡山デスティネーションキャンペーン」実施に伴い、備中松山城への観光客受け入れのため、市の補助事業として開始した。（市内タクシー事業者２社、利用料５００円（片道））

「備中松山城雲海展望台乗合タクシー」事業は、平成２７年３月に当時の天空の山城ブームによる観光客の激増に対応するために「備中松山城観光乗合タクシー」と同様、市の補助事業として開始した。（市内タクシー事業者２社、利用料１，５００円（往復））

両事業は平成３１年度（令和元年度）からタクシー事業者による独自事業とし、その際に利用料をそれぞれ６００円、２，０００円に、令和３年度よりそれぞれ８００円、３，０００円に改定したところである。

今回、通常タクシーの利用料とのバランスや継続的な運行のための採算性等を考慮し、【備中松山城観光乗合タクシー】の料金改定を検討している。

◆利用実績（令和５年度は令和５年１２月末現在）

年度	備中松山城観光乗合タクシー	備中松山城雲海展望台観光乗合タクシー
	利用人数	利用人数
H28年度	7，792	746
H29年度	7，570	737
H30年度	7，493	792
R元年度	8，459	626
R2年度	1，383	408
R3年度	1，164	329
R4年度	2，218	443
R5年度	2，000	460

<パンフレット>

現在の運行事業者：①備北タクシー株式会社、②有限会社ピオーネ交通

◆料金改定案（令和６年４月１日より）

備中松山城観光乗合タクシー　　：片道　８００円　→片道　１，０００円

道路運送法第９条第５項に基づき提出された意見

期間：令和６年１月２５日（木）～２月１２日（月）：計１９日

方法：下記アンケートを「備中松山城観光乗合タクシー」内へ掲示し、QR コード読取りにて回答

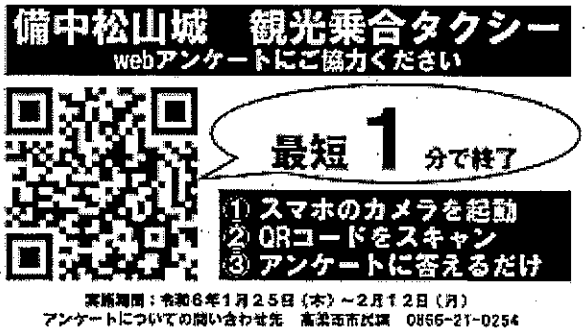

内容

１．どこから来られましたか：岡山県内・岡山県外（選択）
２．年　代：２０代未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０代・７０代以上（選択）
３．高梁市への来訪回数：居住者・初めて・２回目・３回目・４回目以上（選択）
４．「備中松山城観光乗合タクシー」を何で知りましたか。（選択・その他は記述）
　・市または観光協会のホームページ　・観光パンフレット　・観光案内所で知った
　・口コミや SNS　・その他（　　）
５．「備中松山城観光乗合タクシー」は現在１乗車 800 円ですが、いくら位が良いと思われますか。（選択）
　・８００円　・９００円　・１，０００円　・１，１００円　・１，２００円
６．「備中松山城　観光乗合タクシー」についてご意見がありましたらお知らせください。（記述）
　（　　）

回答（７件：うち利用者４件、関係者３件）

意見	対応
岡山県外　60 代　高梁来訪２回目　市または観光協会のホームページ参照　800 円希望 私が利用した備北タクシーの運転手さんは高梁市の歴史等の説明もしてくださりとても,親切でした。乗り合い利用 限定グッズが有れば嬉しいです。	運行事業者及び観光協会等へ情報提供を行い検討します。
岡山県内　30 代　高梁市来訪４回目以上　観光パンフレット参照　800 円希望 乗り合わせのタクシーで１人 1,000 円になると少し高い気になる。	
岡山県内　30 代　高梁市来訪４回目以上　観光パンフレット参照　900 円希望	
岡山県内　50 代　高梁居住者　観光案内所より　800 円希望	
（一社）高梁市観光協会 乗合タクシーについて、ＷＥＢでの予約決済や旅行会社での委託販売など手数料が伴う販売方法が求められている。現行の料金で事業者が賄えないのであれば、料金を改定し対応する必要があると強く感じる。 一方、１人 1,000 円となると、お１人のお客様でなければお得感が示せずご提案できる範囲が狭まると感じているが、これまでも２人組の方には、通常のタクシーと乗合タクシーの双方をご提案しており、オペレーション上の問題はない。	運行事業者へ情報提供を行います。
高梁市観光課　1,000 円希望 ・現在 800 円での運行となっているが、昨今の人件費、燃料費の高騰によって、料金値上げは妥当と考える。 ・一人乗車であればお得な値段設定になっていること、金額より時間を優先する観光傾向にあることから、対価に見合うサービス内容とであると判断される。	運行事業者及び観光協会等へ情報提供を行います。
高梁市観光案内所（高梁市図書館内） ・備中高梁駅前 9:50 発の便のお客様は、備中高梁駅 9:14 着の JR 普通列車ご利用の方が大半を占めている現状です。そのため待ち時間が長くなっています。春の JR のダイヤ改正時には乗合タクシーの出発時間も検討をお願いしたい。	

備中松山城観光乗合タクシー制度新旧対照表

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">現行</th><th>新
（予定：令和６年４月１日～）</th></tr>
<tr><td>運行日</td><td colspan="2">毎日</td><td rowspan="13">現行通り</td></tr>
<tr><td>運行便数</td><td colspan="2">行き・帰り４便／日</td></tr>
<tr><td>運行ルート</td><td colspan="2">備中高梁駅～ふいご峠駐車場</td></tr>
<tr><td>運行距離</td><td colspan="2">４．２ｋｍ</td></tr>
<tr><td>所用時間</td><td colspan="2">１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="8">運行ダイヤ</td><td rowspan="4">行き便
（備中高梁駅発）</td><td>①　９：５０</td></tr>
<tr><td>②１１：２０</td></tr>
<tr><td>③１２：５０</td></tr>
<tr><td>④１４：２０</td></tr>
<tr><td rowspan="4">帰り便
（城見橋公園発）</td><td>①１１：４０</td></tr>
<tr><td>②１３：１０</td></tr>
<tr><td>③１４：４０</td></tr>
<tr><td>④１６：１０</td></tr>
<tr><td>運行事業者</td><td colspan="2">ピオーネ交通
備北タクシー</td></tr>
<tr><td>予約締切</td><td colspan="2">前日１７：００まで</td></tr>
<tr><td>料　金</td><td colspan="2">片道　８００円</td><td>片道　1,000円</td></tr>
</table>

資料３

４条路線バス運行便の減便について

１．変更内容

（１）減便する系統

高梁バスセンター～川上バスセンター系統のうち、次の運行便を廃止

発　地	発時刻	着　地	着時刻	変更後
高梁バスセンター	▲21:15	川上バスセンター	21:40	廃　止

高梁バスセンター～坂本系統のうち、次の運行便を変更

発　地	発時刻	着　地	着時刻	変更後
高梁バスセンター	17:00	坂本	18:00	◎土日祝運行 ・平日は廃止

高梁バスセンター～高梁バスセンター（市内循環）系統のうち、次の運行便を廃止

発　地	発時刻	着　地	着時刻	変更後
高梁バスセンター	▲20:00	高梁バスセンター	20:16	廃　止

※凡例　▲…土日祝運休
◎…土日祝運行

（２）変更する時期

令和６年４月１日から施行

２．変更の理由

慢性的な乗務員不足により、既存の運行便を維持することが困難なため。

（参　考）

高梁市内　備北バス時刻表

○印＝土曜日・日曜日・祝日・振替休日運行　▲印＝土曜日・日曜日・祝日・振替休日運休
●印＝学校登校日のみ運行（春夏冬休みは運行休止）　★印＝日曜日運休　△印＝土曜日・祝日運休
お盆期間（8月13日～15日）及び年末（12月30日～31日）は日曜・祝日ダイヤで運行します。

高梁・県庁局・ゆめタウン・成羽・川上バスセンター・地頭・田原・平川・坂本・新見駅

高梁バスセンター発	▲6:40		7:10		▲7:35	○7:45	▲8:00	▲8:30	○8:30	▲8:45	▲9:05	9:50		▲10:25	11:05		11:43	▲12:15	▲12:50	
県庁局	—		—		—	—	8:02	8:32	—	—	—	—		—	—		—	—	—	
ゆめタウン前	6:50		7:20		7:45	7:55	8:10	8:40	8:40	8:55	9:15	10:00		10:35	11:15		11:53	12:25	13:00	
松風寮	—		—		—	—	8:13	8:43	—	—	—	—		—	—		—	—	—	
日名口	6:54		7:24		7:49	7:59	8:18	8:48	8:44	8:59	9:19	10:04		10:39	11:19		11:57	12:29	13:04	
成羽	6:57		7:27		7:52	8:02	8:21	8:51	8:47	9:02	9:22	10:07		10:42	11:22		12:00	12:32	13:07	
吉町	6:59		7:29		7:54	8:04	止	止	8:49	9:04	9:24	—		—	11:24		12:02	12:34	—	
川上バスセンター	7:09		7:39		8:04	8:14			8:59	9:14	9:34	10:16		10:50	11:34	土・祝のみ運行	12:12	12:44	13:15	
地頭	7:16		7:46		8:11	8:21			9:06	9:21	9:41	—		止	11:41		—	12:51	止	
黒鳥	止		止		止	止			止	止	止	10:26			止		12:22	止		
やすらぎの里												10:33					—			
田原						土・日・祝運行			土・日・祝運行			10:40					12:32			
やすらぎの里												—					12:41			
平川		日曜運休										—					13:03			
坂本		★7:32		9:02								10:50	△10:50			12:40				
矢戸		7:40		9:10									10:58			12:48				
新見駅		8:12		9:47									11:35			13:25				

高梁バスセンター発	13:40		14:30	○15:20		▲15:20		○16:20	▲16:25	▲16:45		17:00	▲17:18	▲17:40	18:05	▲18:35		19:00	▲20:00	▲21:15
県庁局	—	岡山より	—	—		15:22	岡山より	—	—	—	岡山より	—	—	—	—	—	岡山より	—	—	—
ゆめタウン前	13:50	14:28	14:40	15:30		15:30	15:43	16:30	16:35	16:55	○16:55	17:10	17:28	17:50	18:15	18:45	18:43	19:10	20:10	21:25
松風寮	—	—	—	—		15:33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—
日名口	13:54	14:32	14:44	15:34		15:38	15:47	16:34	16:39	16:59	17:0	17:14	17:32	17:54	18:19	18:49	18:47	19:14	20:14	21:29
成羽	13:57	14:35	14:47	15:37		15:41	15:50	16:37	16:42	17:02	17:0	17:17	17:35	17:57	18:22	18:52	18:50	19:17	20:17	21:32
吉町	13:59	14:37	—	—		止	15:52	16:39	16:44	17:04	17:0	—	17:37	17:59	—	—	18:52	19:19	20:19	—
川上バスセンター	14:09	14:47	14:56	15:45			16:02	16:49	16:54	17:14	17:1	17:26	17:47	18:09	18:31	19:00	19:02	19:29	20:29	21:40
地頭	14:16	14:54	—	止			16:09	16:56	17:01	—	17:2	—	17:54	18:16	—	止	19:09	19:36	20:36	止
黒鳥	止	止	15:06				止	止	止	17:24	止	17:36	止	止	18:41		止	止	止	
やすらぎの里			15:13	土・日・祝運行						—		17:43			18:48					
田原			15:20							17:34	土・日・祝運行	17:50			18:55					
やすらぎの里			—							17:43		—			—					
平川			—							18:05		—			—					
坂本			15:30		16:35							18:00			19:05					
矢戸					16:43							止			止					
新見駅					17:20															

新見駅・坂本・平川・田原・地頭・川上バスセンター・成羽・ゆめタウン・県庁局・高梁

新見発												★8:10							11:20	
矢戸												8:47							11:57	
坂本					6:50					8:35		8:55							12:05	
平川					—		7:10			—		止								
やすらぎの里					—		7:32			—		日曜運休								
田原					7:00		7:39			8:45				土・日・祝運行						
やすらぎの里					7:07		—			8:52										
黒鳥					7:14		7:51			8:59										
地頭			▲6:40	7:05	—	▲7:29	—	8:00	8:05	—	9:15		▲9:50		10:30		12:00	▲12:35		
川上バスセンター	▲6:05	6:35	6:48	7:13	7:25	7:37	8:02	8:08	8:13	9:10	9:23		9:58	○10:01	10:38	▲11:10	12:08	12:43		
吉町	—	—	6:57	7:22	—	7:46	8:11	8:17	8:22	—	9:32		10:07	—	10:47	—	12:17	12:52		
成羽	6:13	6:43	6:59	7:24	7:33	7:48	8:13	8:19	8:24	9:18	9:34		10:09	10:09	10:49	11:18	12:19	12:54		
日名口	6:16	6:46	7:02	7:27	7:36	7:51	8:16	8:22	8:27	9:21	9:37		10:12	10:12	10:52	11:21	12:22	12:57		
松風寮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		
ゆめタウン前	6:20	6:50	7:06	7:31	7:40	7:55	8:20	8:26	8:31	9:25	9:41		10:16	10:16	10:56	11:25	12:26	13:01		
県庁局	—	—	—	—	—	—	—	岡山へ	—	—	岡山へ		—	—	岡山へ	—	—	—		
高梁バスセンター着	6:30	7:00	7:16	7:41	7:50	8:05	8:30		8:41	9:35			10:26	10:26		11:35	12:36	13:11		

新見発											15:20						△17:20	★18:20		
矢戸											15:57						17:57	18:57		
坂本	12:20										16:05						18:05	19:05		
平川	—		土・日・祝運行		13:24						止						止	止		
やすらぎの里	—				13:46												土祝運休	日曜運休		
田原	12:30				13:53															
やすらぎの里	12:37				—															
黒鳥	12:44				14:05															
地頭	—		○13:30		—		▲15:05	15:35				16:35	17:00	▲17:46	▲18:27					
川上バスセンター	12:55	▲13:20	13:38	13:50	14:16		15:13	15:43		▲16:20		16:43	17:08	17:54	18:35	▲19:30				
吉町	—	—	13:47	—	14:25		15:22	15:52		—		16:52	17:17	18:03	18:44	—				
成羽	13:03	13:28	13:49	13:58	14:27	▲15:00	15:24	15:54	▲16:00	16:28		16:54	17:19	18:05	18:46	19:38				
日名口	13:08	13:31	13:52	14:01	14:30	15:03	15:27	15:57	16:03	16:31		16:57	17:22	18:08	18:49	19:41				
松風寮	—	—	—	—	—	15:08	—	—	16:08	—		—	—	—	—	—				
ゆめタウン前	13:10	13:35	13:56	14:05	14:34	15:11	15:31	16:01	16:11	16:35		17:01	17:26	18:12	18:53	19:45				
県庁局	—	—	岡山へ	—	—	15:19	—	—	16:19	—		—	—	—	—	—				
高梁バスセンター着	13:20	13:45		14:15	14:44	15:21	15:41	16:11	16:21	16:45		17:11	17:36	18:22	19:03	19:55				

高梁市内循環バス時刻表

▲＝土曜・日祝、振替休日は運休

高梁バスセンター	▲7:50	▲8:15	▲8:23	8:55	9:18	▲10:17	▲10:44
大杉病院前	7:52	8:17	8:25	8:57	9:20	10:19	10:46
頼久寺口	7:53	8:18	8:26	8:58	9:21	10:20	10:47
順正学園本部前	7:54	8:19	8:27	8:59	9:22	10:21	10:48
奥万田	7:55	8:20	8:28	9:00	9:23	10:22	10:49
吉備国際大学前	7:56	8:21	8:29	9:01	9:24	10:23	10:50
運動公園前	7:58	8:23	8:31	9:03	9:26	10:25	10:52
松山城登山口	7:59	8:24	8:32	9:04	9:27	10:26	10:53
武家屋敷入り口	8:00	8:25	8:33	9:05	9:28	10:27	10:54
広小路	8:02	8:27	8:35	9:07	9:30	10:29	10:56
紺屋町筋	8:03	8:28	8:36	9:08	9:31	10:30	10:57
日本生命前	8:05	8:30	8:38	9:10	9:33	10:32	10:59
高梁バスセンター	8:06	8:31	8:39	9:11	9:34	10:33	11:00

高梁バスセンター	▲12:44	15:00	16:25	▲18:55	▲17:22	▲18:05	▲18:25	▲19:08	▲20:00
日本生命前	12:45	15:01	16:26	16:56	17:23	18:06	18:26	19:09	20:01
紺屋町筋	12:47	15:03	16:28	16:58	17:25	18:08	18:28	19:11	20:03
広小路	12:48	15:04	16:29	16:59	17:26	18:09	18:29	19:12	20:04
武家屋敷入り口	12:50	15:06	16:31	17:01	17:28	18:11	18:31	19:14	20:06
松山城登山口	12:51	15:07	16:32	17:02	17:29	18:12	18:32	19:15	20:07
運動公園前	12:52	15:08	16:33	17:03	17:30	18:13	18:33	19:16	20:08
吉備国際大学前	12:54	15:10	16:35	17:05	17:32	18:15	18:35	19:18	20:10
奥万田	12:55	15:11	16:36	17:06	17:33	18:16	18:36	19:19	20:11
順正学園本部前	12:56	15:12	16:37	17:07	17:34	18:17	18:37	19:20	20:12
頼久寺口	12:57	15:13	16:38	17:08	17:35	18:18	18:38	19:21	20:13
大杉病院前	12:58	15:14	16:39	17:09	17:36	18:19	18:39	19:22	20:14
高梁バスセンター	13:00	15:16	16:41	17:11	17:38	18:21	18:41	19:24	20:16

資料４-２

令和６年度第１～２回高梁市地域公共交通会議出欠予定について

回答は下記Ａ～Ｃのいずれかの方法でお願いします
※現時点の予定で結構です。
Ａ：市民課までお電話でご回答ください。
Ｂ：下記を記入し「ＦＡＸ」にて回答
Ｃ：右記「ＱＲコード」または下記「ＵＲＬ」にて回答
URL：https://logoform.jp/form/neQj/515468

１．所　　属（　　）委員または専門員の所属

２．氏　　名（　　）委員または専門員の氏名

３．連　絡　先（　　）電話番号

４．令和６年度第１回高梁市地域公共交通会議出席可能な日（すべて○をお願いします）

・5/13（月）AM（　　）	・5/13（月）PM（　　）
・5/14（火）AM（　　）	・5/14（火）PM（　　）
・5/15（水）AM（　　）	・5/15（水）PM（　　）
・5/16（木）AM（　　）	・5/16（木）PM（　　）
・5/17（金）AM（　　）	・5/17（金）PM（　　）

５．令和６年度第２回高梁市地域公共交通会議出席可能な日（すべて○をお願いします）

・6/20（木）AM（　　）	・6/20（木）PM（　　）
・6/21（金）AM（　　）	・6/21（金）PM（　　）
・6/24（月）AM（　　）	・6/24（月）PM（　　）
・6/25（火）AM（　　）	・6/25（火）PM（　　）
・6/26（水）AM（　　）	・6/26（水）PM（　　）

６．ご意見等ありましたらご記入ください
（　　）

ご協力ありがとうございます。
Ａの場合は高梁市市民課 TEL：０８６６－２１－０２５４へ
Ｂの場合は高梁市市民課 FAX：０８６６－２２－９３７０へご送付ください。
いずれの場合も３月８日（金）までに回答をお願いします。（現時点の予定で結構です）

令和6年2月22日　令和5年度第2回高梁市地域公共交通会議

資料5

日本版ライドシェア（自家用車活用事業）の制度概要について

国土交通省中国運輸局岡山運輸支局

中国運輸局

Chugoku Transport & Tourism Bureau

タクシー事業における運転者不足

中国運輸局

タクシー運転者　合計

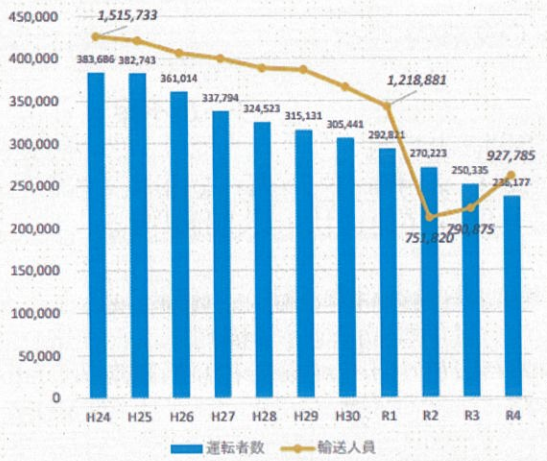

（毎年度タクシー事業者から報告のある輸送実績の集計による）
※R4年度数値はいずれも速報値

うち 女性運転者数

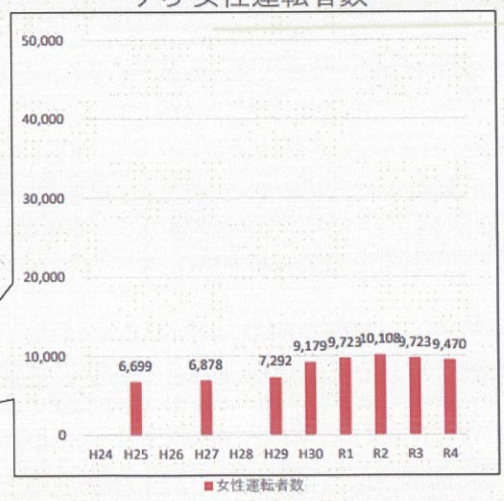

（全国ハイヤー・タクシー連合会調べ）

コロナ禍（令和元年度～令和3年度）において、タクシーの運転者数は全国で約4万人減少した。

女性運転者数は全体の約4.4%

【参考】岡山県法人タクシー運転者証交付数の推移（岡山県内※）

岡山県タクシー協会調べ

年月	平成３１年３月末	令和２年３月末	令和３年３月末	令和４年３月末	令和５年３月末	４月末	５月末	６月末	７月末	８月末	９月末	１０月末	１１月末	１２月末	１月末	平成３１年３月末との差
男性	3,263	3,143	2,835	2,643	2,503	2,501	2,509	2,496	2,495	2,504	2,509	2,503	2,518	2,518	2,511	-752
女性	188	195	196	192	193	192	194	197	201	202	198	201	204	206	206	18
合計	3,451	3,338	3,031	2,835	2,696	2,693	2,703	2,693	2,696	2,706	2,707	2,704	2,722	2,724	2,717	-734
差		-113	-307	-196	-139	-3	10	-10	3	10	1	-3	18	2	-7	

※岡山県内におけるタクシー運転者数はコロナの影響を受けて減少しているが、ここ1年は底を打っている状況

デジタル行財政改革会議における地域交通の取扱い

国土交通省

第１回デジタル行財政改革会議（10月11日）　岸田総理指示（抜粋）

> ➢ 斉藤大臣においては、地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応するため、**タクシー・バス等のドライバーの確保**や、**不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用**などの検討を進めるとともに、西村大臣と協力して、**自動運転**やドローンの**事業化**を加速してください。

第２回デジタル行財政改革会議（11月22日）　岸田総理指示（抜粋）

> ➢ 斉藤大臣においては、松村大臣と協力して、規制改革推進会議での議論をしっかりと踏まえ、**あらゆる選択肢を排除せず**、都市部を含め、タクシーの規制緩和やライドシェアについての喫緊の課題への対応策の議論を加速し、**年末に報告**してください。

第１回デジタル行財政改革会議　資料抜粋

取組方針①～主な改革への取組に着手（１）

「人口減少・高齢化・過疎化・人手不足への対応」、「経済成長・スタートアップ支援」、「行政の効率化・不便の解消」の観点から、主な改革への取組に着手。その成果を活かし更に展開。

分野	デジタルで解決すべき課題（例）	検討の方向性（例）
教育	・デジタル教育環境の自治体間格差 ・教師の不足・長時間勤務 ・児童生徒のニーズ・特性の多様化	デジタル教材の共通利用基盤構築、GIGA端末・校務支援システムの活用促進（更新時の広域での統一・共同調達）、多様な人材活用による教師不足への対応、オンライン教育の活用、EdTechベンチャー活用　等
交通	・地域交通の担い手不足 ・移動の足が不足 ・自動運転・ドローンの活用の遅れ	タクシー・バス等のドライバーの確保、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用、自動運転・ドローン配送の事業化（インフラ整備・手続簡素化等）、移動関係の需給の可視化基盤　等
介護等	・介護等の人材不足 ・介護・医療等におけるデジタル技術の活用の遅れ ・制度の持続可能性	デジタル技術の活用の加速化（ICT導入支援、介護報酬・人員配置、運営協働化・大規模化、伴走支援、人材育成等）、介護の効果の計測、医療アプリ・機器・システムの開発促進、オンライン診療の拡充・展開、医療・介護テックベンチャーの活用等

地域の自家用車・ドライバーの活用（道路運送法第78条第3号関係）

国土交通省

地域の自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入

ご意見	改革内容	実施時期
○移動需要は変動性が高く、タクシー不足が顕在化しているケースがある ○安全を確保しつつ、ドライバー不足を補完できるよう、新たな制度を創設すべき	➢タクシー配車アプリデータを活用して、**タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定** ➢これに基づき、**地域の自家用車・ドライバー**を活用して、タクシー事業の一環として運送サービスを提供する	年度内に制度を創設し、速やかに実施
○実効性あるドライバー確保を可能にするため、様々な働き方ができるようにすべき ○新たな事業者が参入できるようにすべき	➢安全の確保を前提に、労働条件など担い手確保に必要な要素を考慮して、雇用契約に限らず検討 ➢既存のタクシー事業者以外の新たな事業者が新規参入できる環境の整備について検討	上記の制度設計と併せて検討 上記の制度設計と併せて検討

タクシー不足の客観指標化（イメージ）

国土交通省

●タクシー配車アプリデータを活用し、タクシーが不足している地域、期間、時間帯を明確化。

【アプリ導入済みの地域】

○配車アプリ各社の協力を得ることにより、全国の70%以上の地域（人口ベース）においてデータを活用

（例）東京エリアの抽出データ

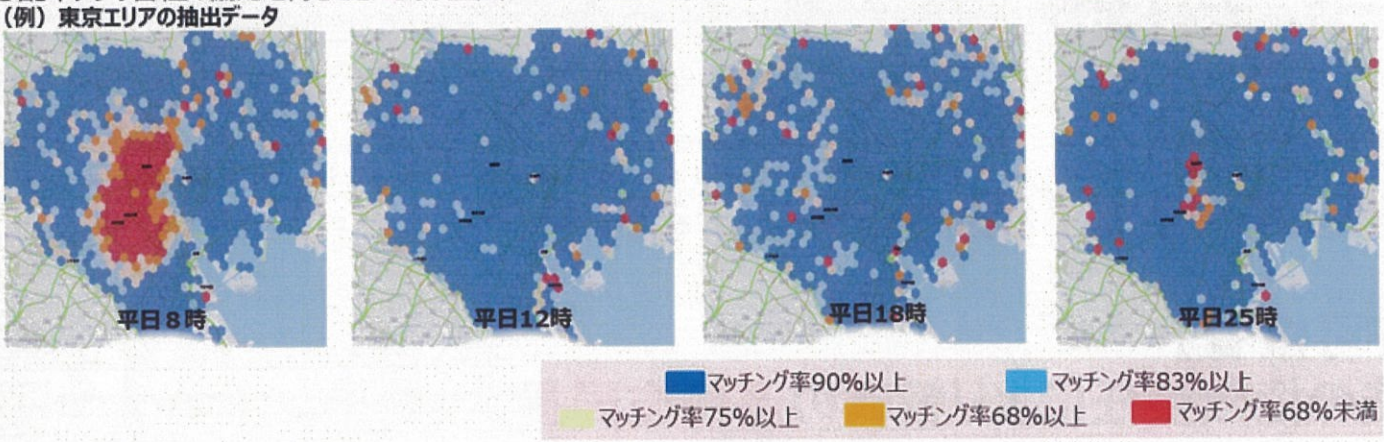

○**客観指標化されたデータに基づき**、その不足分について、**地域の自家用車・ドライバーを活用**

【アプリ導入が進んでいない地域】

○まずは、**無線配車の状況、関係者ヒアリング等**により、不足状況を分析し、その不足分について、地域の自家用車・ドライバーを活用

○今後、**アプリ導入を促進**し、デジタルデータでタクシー不足の状況を見える化

中国運輸局

日本版ライドシェア※の制度概要

※今後、「自家用車活用事業」と呼ばれる予定です。

現在、行政手続法に基づくパブリックコメント中のため、内容については、いただいたご意見を受けて変更となる場合がございます。

「自家用車活用事業」の概要について

【制度の大枠】

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、**タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送。**

【根拠条文】

道路運送法第78条第3号による**許可。**

【許可権者】

法の権限委任により**管轄の運輸支局長。**

【申請者】

道路運送法の**タクシー事業※の許可を受けている者。**

※一般乗用旅客自動車運送事業

【参考】道路運送法第78条第3号

○第４条

第4条　一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

２　一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

【参考】

第３条　旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一　一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ　一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ　一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ　一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

○第78条

第78条　自家用車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一　災害のため緊急を要するとき。

二　市町村、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三　公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【国土交通省令で定める者】

一般社団法人又は一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、法人格を有しない社団

道路運送法第78条第3号による有償運送の事例

第78条　自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
三　公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送のように供するとき。

☆許可に当たっては、運行管理・整備管理体制の整備及び保険等の加入などを求めている。

【活用例】

①通学通園のため、学校等が自家用自動車で行う有償旅客運送

（1）乗客：当該学校等の生徒・児童

（2）運行範囲：許可にあたり、特定された送迎ルート

②福祉タクシー事業者が行う、訪問介護員等による自家用自動車による有償旅客運送

③繁忙期におけるトラック事業者が行う、自家用自動車で行う有償貨物運送

④車積載車により事故車等の排除業務にあたる場合の自家用自動車で行う有償貨物運送

「自家用車活用事業」の許可基準等について

【対象地域、時期、時間帯】

それぞれの不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。

【管理体制】

- タクシー車両と自家用車の合計が5両以上の営業所においては、有資格の運行管理者、整備管理者が必要人数選任されていること。
- 自家用車ドライバーの運行管理を担当する役員等が選任されており、運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- 自家用車ドライバーの点呼、指導監督、研修を実施する体制が確立されていること。
- 自家用車ドライバーの事故防止について教育、指導体制が整えられており、事故の際の責任体制、緊急連絡体制等が明確に整備されていること。
- 旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項（初任運転者の指導監督等）、第38条第1項（運転者に対する指導監督等）に定められたものと同等の指導等を行う体制が確立されていること。
- 自家用車ドライバーの他業の勤務時間を把握していること。

「自家用車活用事業」の許可基準等について

【事故等の場合の損害賠償の能力】

対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険・共済に加入していること。

【許可に付す条件】

- 国土交通省が指定した地域、時期、時間帯の不足車両数以内であり、かつ、タクシー事業者の営業区域内の車両数以内であること。
- 自家用車ドライバーは1種免許又は2種免許を保有しており、従事する日前2年間無事故、免停処分を受けてないこと。
- 自家用車ドライバーに旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項（大臣認定講習含）、第38条に基づき行うものと同様の教育を受けさせること。
- 運転者証明を自家用車ドライバーに対し発行し、携行させること。
- 運送形態・態様については、利用者とタクシー事業者間の契約、引受け時に発着地・運賃が確定済、自家用車活用事業により自家用車の運送サービスが提供されることについて事前承諾済、キャッシュレス決済、発地又は着地がタクシー事業者の営業区域内であること。（次ページ参照）
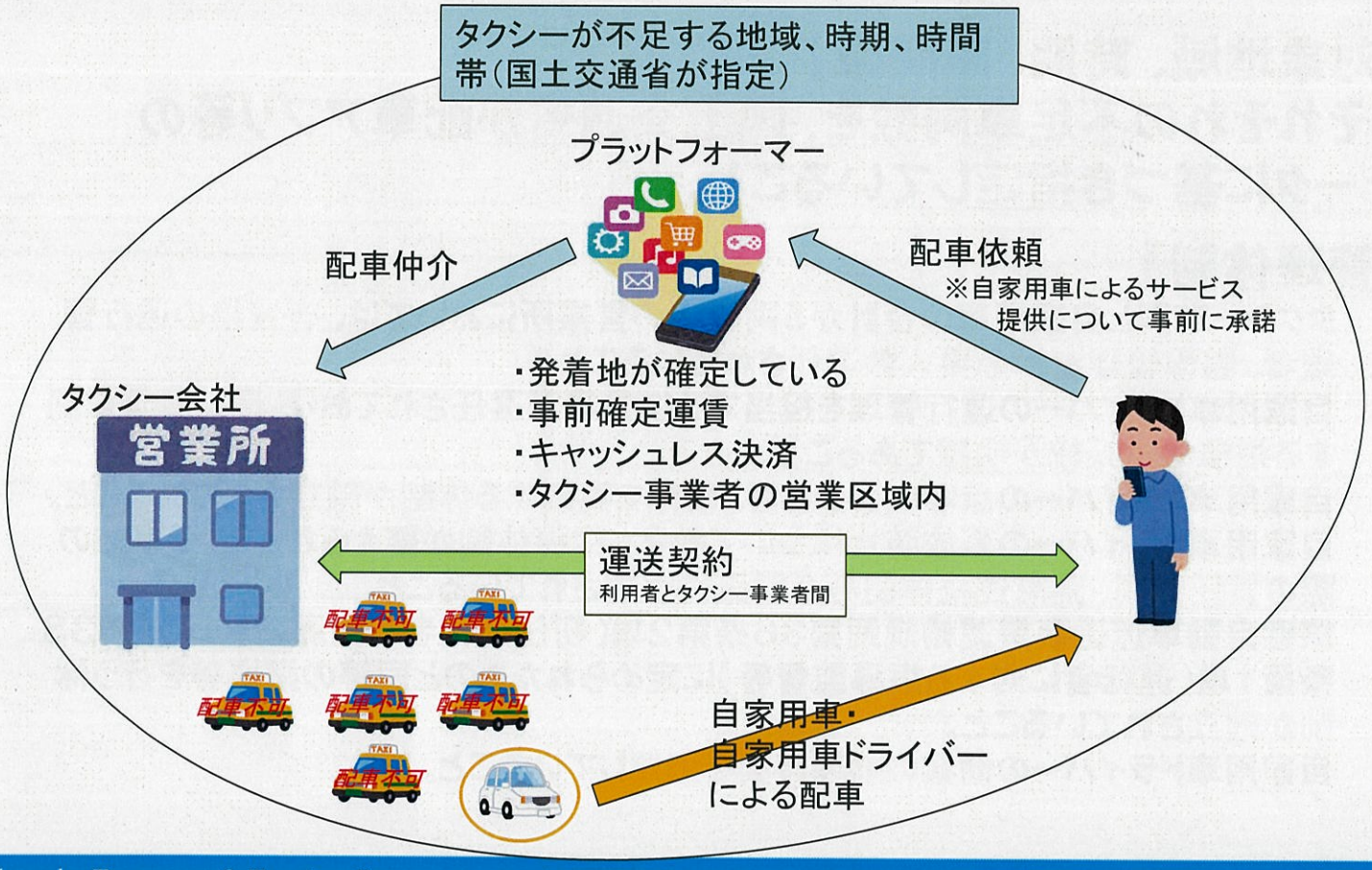
「自家用車活用事業」の運送形態・態様の概要（イメージ）